

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、持続的成長を図るため競争力強化に向けたコーポレート・ガバナンスの確立を重要課題として認識し、その強化に取り組んでおります。監査等委員会制度採用の下、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査等委員会等の法律上の機能に加え、各種委員会を統括する内部統制委員会等、内部統制の仕組みを整備しており、常にイノベティブな経営を実践し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-2.株主総会における権利行使】

補充原則1-2

当社は、株主総会招集通知を開催日の2週間前までに発送し、併せて発送前に当社ホームページにおいて招集通知を掲載しております。しかしながら、株主に議案をご検討いただくために早期発送については今後検討してまいります。

補充原則1-2

当社株主における機関投資家や海外投資家の比率に鑑み、議決権行使の電子化や招集通知の英訳を実施しておりません。今後、株主構成比率の変化に応じ適宜環境整備を継続的に検討してまいります。

【原則4-1.取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1

当社は、現時点では社長等の具体的な後継者計画を公表しておりませんが、人格・見識・実績等を勘案して最適と認められる者の中から選定することを方針としております。しかしながら、後継者計画は会社経営上、非常に重要な事項であると考えており、今後、慎重に計画を進めてまいります。

【原則4-2.取締役会の役割・責務(2)】

補充原則4-2

監査等委員である取締役以外の取締役の報酬は、株主総会決議及び取締役会の決議に則り、業務執行内容等を勘案し、決定しております。なお、今後取締役報酬における業績連動部分の導入を慎重に検討してまいります。

【原則4-3.取締役会の役割・責務(3)】

補充原則4-3

当社では、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、代表取締役社長の選任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、資質を備えた代表取締役社長を選任することとしております。

また、代表取締役社長を解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。

万一、代表取締役社長が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

【原則4-10.任意の仕組みの活用】

補充原則4-10

経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化に当たっては、社外取締役も参加する経営会議の関与及び助言によりその要請に対応しておりますが、任意の委員会設置についても検討を進めております。

【原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社グループは中長期的な企業価値向上を図るため、経営理念、経営計画、中期経営計画及び中期事業戦略を策定しております。原薬販売事業は、商社機能を核としながら、その付随業務やアフターサポート等広範囲で柔軟なサービスを提供すること、医薬品商社として、グループ間のシナジーの構築等を基本方針としております。一方、医薬品製造販売事業については、投資フェーズから回収フェーズへの転換、コストダウンと効率改善による安定的な生産体制確立等を基本方針として掲げております。当社グループの基幹事業の一つである医薬品原薬輸入は、原材料取引相場の変動や外国為替の変動により業績に影響を及ぼす可能性があり、特に利益面の振れ幅も一定程度見込まれることから、ステークホルダーに対し予断を与えかねないことを配慮し、数値目標は公表しておりませんが、引き続き当社グループは持続的な成長と中長期的な企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

当社は、現在、政策保有株式は保有しておりませんが、子会社において投資目的以外の目的で保有する他社株式の保有にあたっては、業務提携、取引の維持及び強化等保有目的に合理性を有する場合に限定する基本方針に従うこととしております。個々の政策保有株式に係る維持に関しては、その発行会社との提携、取引維持拡大の観点に由来する必要性及び保有により生ずるリスクやコスト等について、直近の取締役会において検証、決議を行った結果に基づいて対応しております。同株式に係る議決権行使は、当社方針への適合性、発行会社の健全な経営に対する効果、企業価値の向上への期待度等を総合的に勘案して行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との間で取引を行う場合、取締役会で事前の承認を要する旨が社内規程に定められております。また、当社が主要株主等と取引を行う場合は、一般的な取引と同様に社内規程に基づいて所定の手続きを行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では現時点で企業年金制度の導入は行っておりません。今後同制度導入の際には、本原則に則った運用を行ってまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 当社グループの経営理念は、当社のホームページに公開しております。
- (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1-1. 基本的な考え方」に記載の通りです。
- (3) 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬につきましては、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会が代表権の有無、役職、業績、社会水準等を総合的に勘案の上、決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬につきましても、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員が、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、協議により決定しております。
- (4) 取締役候補者の指名につきましては、人格、見識、経験を有し専門性及び指導性豊かな人材を取締役会において取締役候補者として最終決定し、株主総会へ提案いたします。また、解任につきましては、社内規程において法令及び社内規程違反、不正等の事由あるいは業務継続が困難となる事象等を規定しており、係る事案に対しては取締役会での決議を経て、株主総会における決議により決定いたします。
- (5) 株主総会参考書類に、各取締役候補者の略歴及び監査等委員である取締役の選任理由を記載しております。「招集通知」につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1

当社は、会社法に基づき取締役会決議により重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を定款に設けております。また、「職務権限規程」に基づき、取締役会、代表取締役等の意思決定機関及び意思決定者に対して、裁決、承認等に関する権限を付与しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、株主等のステークホルダーに対する説明責任を果たし、経営の透明性及び公正性を高めるため、複数の社外取締役の活用により取締役会の監督機能の強化に取り組んでおります。なお、独立社外取締役を選任する際には、会社法ならびに東京証券取引所が定める基準に準じて独立性の判断を行っております。

各分野での豊富な経験と幅広い見識を備え、取締役会において適切な意見・助言が期待できる人物を独立社外取締役の候補としております。

【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11

当社取締役会の構成は、監査等委員である取締役以外の取締役9名以内、監査等委員である取締役5名以内で構成する旨、定款で定めております。

現在、企業規模等を勘案し、監査等委員である取締役以外の取締役6名、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)にて構成しております。また、取締役候補者を決定する際は、取締役会が社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性並びに高い倫理観・優れた人格を有する者を取締役候補に指名し、株主総会で選任することで、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めています。

補充原則4-11

取締役の重要な兼職の状況については、定時株主総会の招集通知及び有価証券報告書において掲載しております。

補充原則4-11

当社は、取締役会の実効性向上のため、毎年、取締役会の構成、運営、課題等に関し、全取締役を対象としたアンケートを実施し、取締役会の実効性に関する分析を行うとともに、その分析・評価を取締役会で審議することとしています。2019年6月期においては、取締役会の監督機能向上を意識した運営が図られ、取締役会全体の実効性については概ね確保されていることを確認しております。取締役会の実効性を更に向上すべく、引続き審議内容の充実化や議論の活発化に取り組んでまいります。

【原則4-14 取締役のトレーニング】

補充原則4-14

当社は、各取締役に対し、事業に関連する関連法令をはじめとする知識を周知する研修を定期的に行い、担当分野またはそれ以外を問わず広く知識を習得する場を定期的に設けるほか、各種協会や諸団体等が実施する各種セミナーや研修情報を提供し、派遣するなどのトレーニングを行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、対話の窓口として、代表取締役社長直轄の経営企画室を設置しております。株主や投資家に対し、社長自ら現況、戦略を伝える決算説明会、個人投資家向け会社説明会を実施し、更に個別取材への積極的な対応、IR資料のホームページへの掲載等を通して、建設的な対話に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
首藤 利幸	6,493,440	65.55
堀江 淳子	285,150	2.87
石綿 聡明	234,390	2.36
岡澤 紘一	225,150	2.27

小角 真理	201,000	2.02
大塚 里津子	121,830	1.22
川口 謙	105,900	1.06
松井証券株式会社	89,500	0.90
大澤 仁生	85,050	0.85
小松 美代子	66,030	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無	首藤 利幸
親会社の有無	なし

補足説明

首藤 利幸は、当社代表取締役社長であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	6 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引は原則行わない方針ですが、やむを得ず取引を行う場合は、取引の合理性及び取引条件の妥当性について取締役会で審議の上、決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
矢野 千秋	弁護士											
平尾 禎孝	他の会社の出身者											
伊藤 大義	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢野 千秋	○	○	――	矢野千秋氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しております。
平尾 禎孝	○	○	――	平尾禎孝氏は、医薬品ビジネスに関する企業経営に関して豊かな経験と高い見識を有しております。当社の企業活動において客観的で広範囲かつ高度な視野から、当社取締役会の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただけると判断しております。

伊藤 大義	○	○	——	伊藤大義氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しております。
-------	---	---	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

現時点では設置しておりませんが、監査等委員会からの求めがあった際には適宜設置する予定です。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会は、会計監査人(有限責任あずさ監査法人)から四半期ごとの監査報告会を中心に監査業務の執行状況について報告を受け、会計監査人の独立性に関する事項や、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保する体制等について確認するとともに、監査結果を共有しております。また、内部監査部門と監査計画の策定やフィードバック等について打ち合わせを実施し、必要な指示を行うとともに、監査の実施結果について報告を受けることを通じて、監査機能の強化及び実効性向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役それぞれの職責・業績を総合的に判断し、報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明

役員毎の報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため個別報酬の開示は行っておりません。
なお、有価証券報告書及び事業報告において全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額又はその算定方法に関する方針は決めておりません。当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定は、過去の支給実績、各取締役の職位・職務の内容及び会社の業績並びに他社の支給水準等を総合的に勘案したうえ、相当と思われる金額を支給水準とする月次の一定金額報酬として決定しております。
監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役以外の取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、相当と思われる金額を支給水準とする月次の一定金額報酬として決定することとしております。監査等委員である取締役の月額報酬並びに賞与は監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、総務部が主に行っております。取締役会開催にあたり議案及び資料等の事前配布を行うと共に、各取締役からの問い合わせに対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2017年9月27日開催の第3回定時株主総会決議に基づき監査等委員会設置会社へ移行しております。
当社におけるコーポレート・ガバナンス体制につきましては、取締役会、監査等委員会、内部統制委員会及び会計監査人を設置しております。
各機関等の体制の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役会

当社は取締役会を経営基本方針、事業計画、法令規定事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定する機関であるとともに、当社及び子会社の業務執行を厳正に監督する機関として位置付けております。取締役会は原則として毎月1回定時で開催するほか、必要に応じて臨時開催いたします。

なお、重要な業務執行の決定については、当社定款において、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部について取締役委任することができる旨の規定を設けております。現時点での委任実績はありませんが、取締役の業務執行状況や監査等委員会による監査執行状況を見極め適時実施してまいります。

提出日現在、当社取締役会は、女性2名を含む監査等委員である取締役以外の取締役6名及び監査等委員である取締役4名(うち独立社外取締役3名)で構成されております。独立社外取締役3名の内訳は弁護士1名、公認会計士1名、企業経営経験者1名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる体制となっております。

2. 監査等委員・監査等委員会

監査等委員会は、独立した社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名で構成され、原則として毎月1回定時で開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。

監査等委員会は、経営会議や内部統制委員会に出席するほか、会計監査人から四半期に一度の監査報告を受け、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況の報告を受けることで情報共有を図っております。また、常勤の監査等委員がリスク管理委員会等の重要な会議に出席するほか、内部監査部門と連携して子会社事業所等への往査を実施し、実効性のある監査・監督を行っております。

3. 内部統制委員会

内部統制委員会は、当社及び当社グループの内部統制体制に関わる事項について統括、遂行する組織として位置付けており、主な役割として以下の5つを掲げております。

- (1)内部統制に関わる業務の基本方針の審議
- (2)コンプライアンス委員会・リスク管理委員会等内部統制に関わる各種委員会の統括
- (3)内部統制に関する組織、体制及び規程の審議
- (4)前各号のほか、重要な内部統制上の課題の審議
- (5)前各号の取締役会への上程・報告

本委員会は、委員長を代表取締役社長である首藤利幸とし、その構成は当社全取締役10名に加え、子会社社長及び経営企画室長としております。

4. 会計監査人

当社は、会計監査人設置会社であり、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の監査業務を執行する公認会計士は同法人所属の古山和則氏、木下洋氏であります。監査業務に係る補助者は同監査法人の選定基準に基づき決定されており、その構成は公認会計士8名となっております。

5. 内部監査体制

当社グループの内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室において実施しております。内部監査室は年度監査計画に基づき、定期的にグループ内全部門の業務執行の状況を適法性と効率性の観点から監査しており、内部監査の結果については、内部監査結果通知書及び改善事項があれば改善指示書を作成し、被監査部門に改善の指示を行うと共に、その評価結果は取締役会及び監査等委員会に定期的に報告する体

制となっております。また被監査部門は、通知受領後遅滞なく改善指示に対する回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に活用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れるものと判断し、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、法令通り遅滞なく招集通知を発送しております。今後は株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、株主総会開催集中日は回避されていると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家や外国人株式保有比率を踏まえ、実施を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	機関投資家や外国人株式保有比率を踏まえ、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を随時実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、年1回決算説明会を東京で実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家に対して個別取材対応を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信及び補足資料その他IRプレゼンテーション資料、プレスリリースなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「コア商事ホールディングスグループ 行動憲章」及び「コア商事ホールディングスグループ 行動基準」を定め、「企業は全てのステークホルダーのもの」という考えのもと、社会の一翼を担う企業として、高度に倫理的な企業風土の醸成を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	日本赤十字社、UNICEF、国境なき医師団等への寄付の他、大学や研究機関の学術研究事業への協賛等社会貢献を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を次の通り定め、業務の適正性の確保を図っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社(以下、総称して「当社グループ」という。)は、「コア商事ホールディングスグループ行動憲章」及び「コア商事ホールディングスグループ行動基準」を制定するとともに「コンプライアンス規程」を制定し運用することによって、当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を敷いております。コンプライアンス委員会事務局を当社総務部に置き、研修を定期的開催し、法令遵守、企業倫理遵守の啓発活動などの諸施策を推進し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

当社グループは、財務報告に係わる「財務経理規程」を制定し、内部統制計画書に基づき、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性及び効率性の向上を評価した運用を行っております。

当社グループは、「公益通報規程」を制定し、公益通報者の保護を図っております。反社会的勢力への対応については、当社グループは「コア商事ホールディングスグループ行動憲章」において反社会的勢力に対し毅然として対決し関係遮断を徹底することを宣言し、「コア商事ホールディングスグループ行動基準」において反社会的勢力への対応等を明記するなど、重要施策として取り組んでおります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、「文書管理規程」「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ基本規則」「情報システム管理規程」等の情報管理諸規程を制定し、情報の管理と情報の取扱いを規定しており、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についてもこれらの規程に基づき、適正に行っております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設け、リスクの発生を防止するとともに、リスクが発生した場合の損害を最小限にとどめる体制の維持・向上を図っており、具体的には、発生の可能性のある大型災害等に備えた当社グループの体制の整備を行っております。

また、関係するグループ会社においては、GMP、GQP、GVP、GPSP等の基準に従い、製品の品質・安全性に関する監視を厳正に実施しております。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。

当社グループは、「取締役会規程」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等の職務権限及び意思決定ルールを定め、取締役の決議事項等に関する基準、組織の分掌業務、対象案件の重要度に応じた決裁権限を明確にすることによって、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確保しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「コア商事ホールディングスグループ行動憲章」及び「コア商事ホールディングスグループ行動基準」の共有によりコンプライアンス意識の醸成をはかり、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

当社は、承認事項及び報告事項を定めた「子会社管理規程」を制定し、子会社の管理・指導を行うとともに、グループ会社から定期的に業務、業績及びその他重要な事項に関する報告を求め、更に、グループ会社に生じた重要事項に関しては当社の取締役会における承認を得るなど、適切な子会社管理体制を敷いております。

更に、グループ会社に必要に応じて取締役あるいは監査役(いずれも非常勤を含む)を派遣し、グループ会社との連携を強化し業務の適正を確保しております。

また、監査等委員会及び内部監査室は、グループ会社に対する往査を含め、当社及び子会社の監査を行うとともに、業務の適正性確保のため、必要に応じて相互に意見交換等を行い、連携を図っております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員である取締役及び監査等委員会の求めにより、監査等委員会の業務を補助する従業員を任命することができます。

当該使用人は、監査等委員会及び監査等委員の指揮命令に従うものとし、当社グループの監査等委員である取締役以外の取締役等の指揮命令権は及ばないものとしております。当該使用人の人事異動・評価等に関しては、あらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めることとしております。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会は、「監査等委員会規程」を制定し、当社グループの取締役及び使用人から監査等委員会及び監査等委員に通知・報告する体制を定めております。

また、当社グループは、監査等委員への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けることを禁止しております。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行上必要と認める費用については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会において委任を受けた監査等委員がグループ会社の取締役会等の重要会議に出席するなどし、監査等委員会が実施する監査が実効的に行われる体制を確保しております。

監査等委員会は、会計監査人との定期的な打ち合わせを行うことによって、会計監査人の活動報告の把握を行い、情報交換を図ることによって監査活動の効率化と質的向上を図っております。

当社内部監査室は、監査等委員と定期的に会合し、当社グループの監査結果を報告する等の情報交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

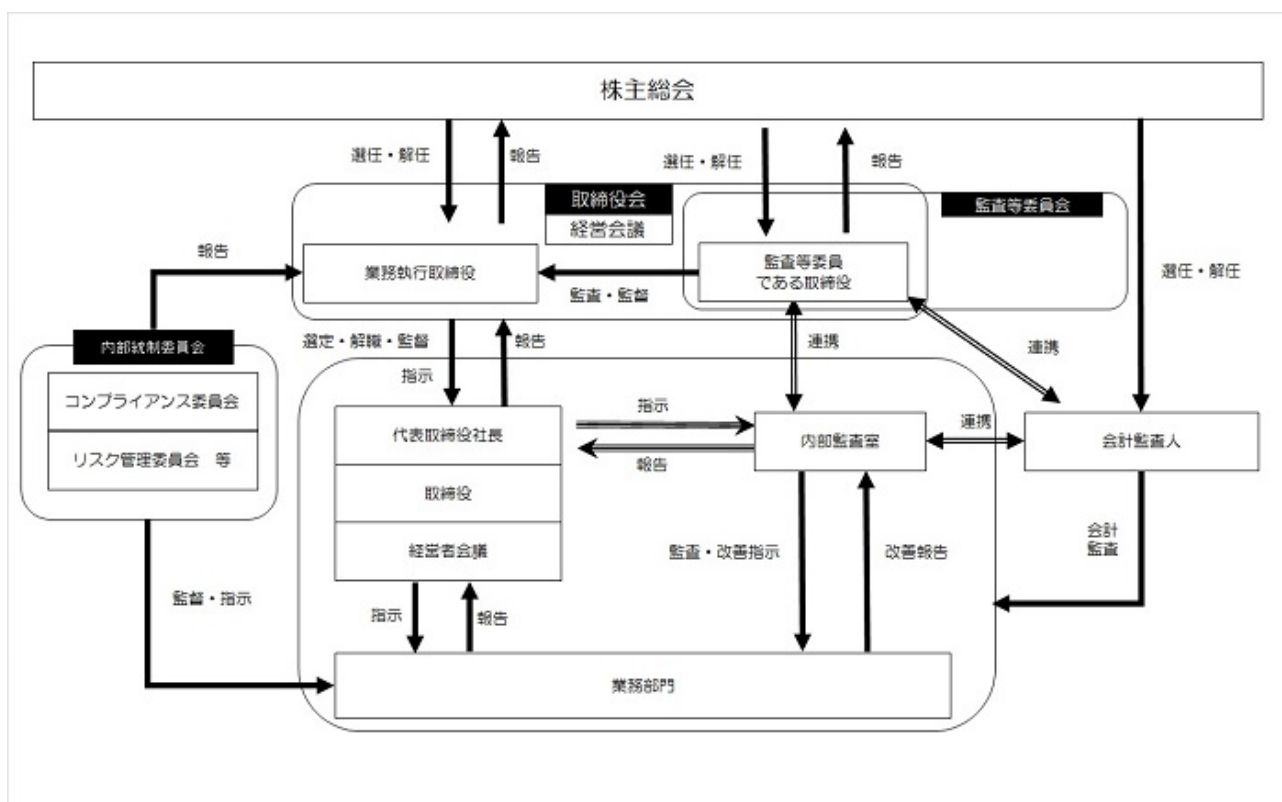
当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断を事業継続上の必須事項と捉えており、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定めており、社内研修などを通じて定期的に注意喚起しております。また、外部専門機関である公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと情報共有等の連携を図っており、万一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

1. 買

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. そ



【情報伝達のフロー】

【開示書類作成のフロー】

